

京都プレミアム中食開発支援事業補助金

府内の食関連企業が実施する、新型コロナウイルス感染症等の消費動向の変化を促まえた新たな中食向け商品「京都プレミアム中食※」の開発及び販路拡大を支援します。

※商品の特徴づける主たる原材料に府内産品等（府内産農林水産物及びこれを主原料にした加工品）を使用し、京都のすぐれた加工技術やしつらえ等を施した「京の食文化」を体現する加工品

【募集期間】令和3年**10月11日**(月)～**11月24日**(水)

必着

【実施期間】令和3年**10月11日**(月)～^{令和4年}**2月25日**(金)

補助率・補助上限

補助率 1/2以内【補助上限 **400** 万円】

★海外向けの場合

補助率 2/3以内【補助上限 **500** 万円】

補助対象者・取組例

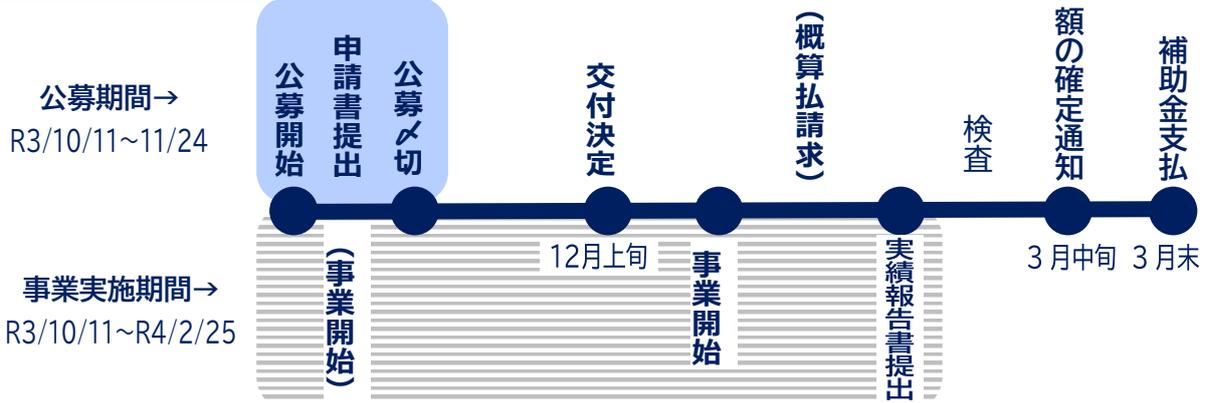
京都府内の、農業、畜産業、林業、漁業、食料品製造業、飲料製造業、飲食サービス業等を営む者、またはそれらが主体となって組織するグループ

【取組例】食品製造業者が開発する「厳選食材惣菜セット」、飲料製造業者が開発する「機能性野菜丸絞りジュース」、料亭の味と伝統工芸品等の器をセットにした「料亭再現ミールキット」等

対象経費

区分	項目
旅費	事業実施のために必要な交通費及び宿泊費(実費)
直接人件費	事業の遂行に直接従事する者(役員を除く)の試作・開発やテスト販売等の従事時間に対応する人件費
原材料・消耗品費	事業遂行に必要な物品等の購入に要する経費。(販売を目的とした製品・商品等の生産に係る原材料等の経費は除く。ただし、テスト販売等に係るものは対象とする。)
財産・備品購入費	事業実施に必要な不可欠な機能・規模と認められる機械・備品の購入費・リース料・割賦料。機械・備品の・製造・改造・使用に要する経費も含む。
委託料・役務費	事業実施に必要な経費で、補助事業者が直接実施することができないもの、又は適当ではないものについて、第三者に事業の一部を委託等するための経費。
その他直接経費	会議費、広告料、パンフレット・リーフレット等の作成費、知的財産権の出願等に要する経費、展示会出展料、その他特に必要と認められる経費

スケジュール



※交付決定前に事業着手したい場合は、交付申請書および事前着手届を提出してください
ただし、不採択等となった場合、補助金は交付されませんのでご注意ください

提出書類

申請にあたっては、必ず募集案内をご覧の上、申請要件や補助対象経費などをご確認ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/brand/news/kyonakashokuhojyokin.html>

または **流通・ブランド戦略課** で検索 🔍

- ① ホームページから **申請書類** をダウンロードし、そのデータに必要な事項を直接入力したもの
- ② ・ **見積書**…事業に関わるもの
・ **社内規定**…外注価格設定など
・ **口座通帳の写し**…補助金の振込先となるもの
(詳細は募集案内を参照)
- ③ 上記①②をメールまたは郵送にてお送りください。

11月24日(水)
17:00 必着

提出先

京都府農林水産部流通・ブランド戦略課

E-mail: ryutsu-brand@pref.kyoto.lg.jp

件名タイトル: 「京都プレミアム中食申請書類」

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町



■ 問い合わせ窓口 / 京都府農林水産部流通・ブランド戦略課 TEL: 075-414-4941